

別紙 1

地域自治区の設置等に関する協議書

平成18年1月10日から岩手郡玉山村を廃し、その区域を盛岡市に編入することに伴い、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5及び第5条の6の規定に基づき、地域自治区の設置その他必要な事項を次のとおり定めるものとする。

記

1 地域自治区の設置

法第5条の5第1項の規定に基づき、合併前の玉山村の区域であった区域に地域自治区を設置する。

2 地域自治区の名称

地域自治区の名称は、玉山区とする。

3 地域自治区の設置期間

地域自治区の設置期間は、合併の日から平成28年3月31日までとする。

4 地域自治区の事務所

地域自治区の事務所の位置、名称及び所管区域は、次のとおりとする。

位 置	名 称	所管区域
岩手郡玉山村大字波民字泉田77番地1	玉山総合事務所	合併前の玉山村の区域

5 地域自治区の事務所の長及び区長

(1) 地域自治区の事務所に事務所長を置く。

(2) 地域自治区の設置から10年間は、前号の事務所長に代えて、法第5条の6第1項の規定による特別職の区長を置く。

(3) 区長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

6 区長の権限

区長は、新市の円滑な運営と均衡ある発展に資するよう、市長その他の機関及び地域自治区の区域内の公共的団体等との緊密な連携を図り、担任する事務を処理するものとする。

7 地域協議会の委員

(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第202条の5第2項に規定する地域協議会の構成員（以下「委員」という。）は、地域自治区の区域内に住所を有する者で次に掲げるもののうちから、市長が選任する。

ア 公共的団体が推薦する者

イ 知識経験を有する者

ウ その他市長が必要があると認めたる者

(2) 委員は、15人以内とする。

(3) 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(4) 委員は、再任を妨げない。

8 地域協議会の会長及び副会長

- (1) 地域協議会に会長及び副会長1人を置く。
- (2) 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- (3) 会長は、地域協議会の事務を掌理し、地域協議会を代表し、地域協議会の会議の議長となる。
- (4) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- (5) 会長及び副会長の解任については、地域協議会で協議し、決定する。

9 地域協議会の所掌事項

地方自治法第202条の7第2項に規定する市町村の施策に関する重要事項は、次のとおりとする。

- ア 新市建設計画の変更及び執行状況に関する事項
- イ 市の基本構想及び各種地域計画の策定及び変更に関する事項
- ウ 公の施設の設置、廃止及び管理運営に関する事項
- エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が必要があると認めた事項

10 地域協議会の会議

- (1) 地域協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。
- (2) 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- (3) 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- (4) 会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。
- (5) 会議は、公開とする。ただし、議長が必要があると認めたときは、会議に諮った上で公開しないことができる。

11 庶務

地域協議会の庶務は、地域自治区の事務所において処理する。

12 委任

この協議書に定めるもののほか、地域自治区の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。